

NEWS LETTER

Vol.56

お客さまとともに

2018年8月号



平成30年度の助成金動向 助成金をもらうためのコツ

CONTENTS

平成30年度の助成金動向

助成金をもらうためのコツ

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187



助成金

押さえておきたい 平成 30 年度の助成金動向

平成 30 年度 注目の助成金 最大 300 万円受給可能！
当社が、お手続きを代行いたします。ぜひ、お任せください。
 1,000 種類以上ある助成金の中から、御社にピッタリの助成金が必ず見つかります。
 受給条件は、たったの 3 点です。該当する事業主様は、ぜひご連絡ください。

- 正社員 1 名以上の法人または個人事業主
- 雇用保険などに加入している
- 半年以内に会社都合の解雇が無い

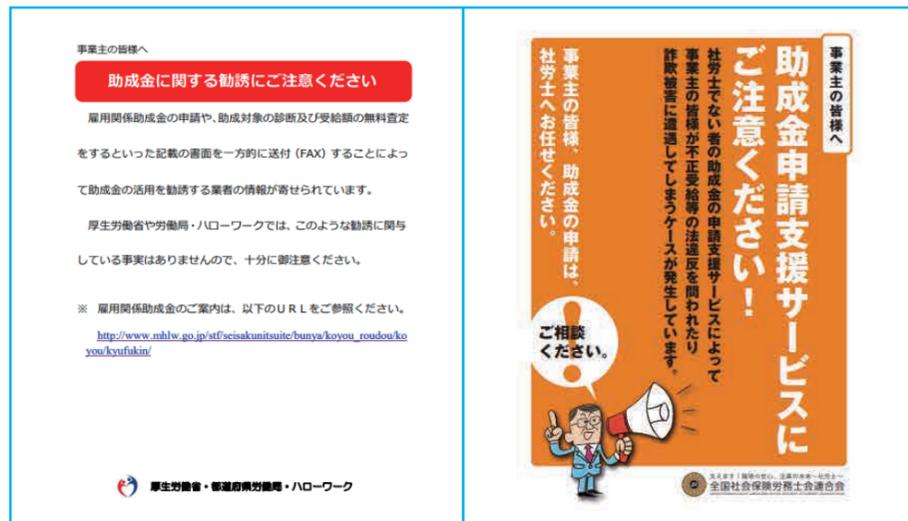
さて、このキャッチコピーを見て、どう思われたでしょうか？うちもこれを使いたい！と思われた方も多いのではないのでしょうか？実はこれは最近、各事業所に送られてきている FAX-DM の内容です。このような DM をご覧になったお客様から、

「そんなに簡単にもらえるの？」「どうして早く教えてくれなかったの？」などの問い合わせが相次いでいます。そこで今回は、助成金 DM の実態を含め、平成 30 年度の主な助成金など、助成金を取り巻く全般について解説いたします。

助成金勧誘の DM

助成金の DM は、全国的に多数送られており、厚生労働省や全国社会保険労務士連合会は次のようなチラシを作成し、ホームページに掲載するなどして、注意喚起しています。

もちろん、良心的なサービスがあることも事実ですが、わざわざこのような注意喚起を厚生労働省が実施していることから、それなりに深刻な事態が多発しているのだということは容易に推測いただけるかと思います。



何がまずいのか？

では、助成金の活用を勧誘する業者、サービスの一体何がまずいのでしょうか。いろいろありますが、一番の理由は、「不正受給による被害」を誘発しているからです。わざわざ代行料を支払って助成金手続きをもらったのに、それが不正受給であったと認定されてしまうと、どうなるでしょうか？全ての責任は、会社に掛かってきます。なぜなら、助成金の申請書類は、会社の印鑑を押して申請をしているからです。いくら、「全て任せていたから、うちはわからないんです」

と言ったところで、会社の責任は免れられません。当然、助成金は全額を国に返還しなければなりませんし、さらには延滞遅延金も支払わなければなりません。そして、委託業者に支払ってしまった代行料は、返してもらって然るべきではあるものの、もしかすると返金されることは無いかもしれません。何よりも、公金を搾取したという詐欺罪が適用されてしまうと、その影響はもはやお金だけの問題ではすみません。

不正受給をするつもりはなくても、不正受給になってしまうことがある

助成金は、書類を提出することで申請します。このとき、事実と異なる書類を提出すると、書類の詐称、つまり不正受給につながってしまうのです。例えば、1 年前の出勤簿を作っていないだったので、申請するときにその場で作ってしまっ

た…ということは、書類の詐称になりうると、厚生労働省のホームページにも掲載されています。そんなつもりはなくても、不正受給につながってしまうリスクが、こういうところに潜んでいます。

助成金を任せるときは、信頼できる会社や社労士に

世の中には、さまざまな助成金があります。それらをすべて自社で把握することは難しいため、外部に依頼することもあるでしょう。そのときには、単にお金をもらえたらいいということではなく、信頼できるかどうかを見

極めることはもちろん、丸投げして何をされているかわからないという状態にならないよう、どのような内容で申請をされているかなど、確認をしながら進めるようにしましょう。

助成金をもらうためのコツ

(1) 情報収集

まず、知らないと申請すらできません。今、どのような助成金があるか、正しく把握することから始まります。

お勧めは、「雇用関係助成金 検索表」です。簡単なフローチャートでとても使いやすいので、確認してみてください。「厚生労働省 助成金」で検索すると出てきます。



また、お客様から「助成金の情報をもっと教えてほしい」とのお声をたくさんいただきます。弊社も情報発信に尽力しておりますが、助成金は種類が多いため、現実的には十分案内できていない状況もございます。補助的な

位置づけにはなりますが、助成金の情報をお知りになりたいとき、ぜひ、この検索表をご活用いただければと思います。そして、詳しくお知りになりたい助成金がありましたら、アクシスまでお問い合わせください。

(2) 普段の労務管理を整え、書類を残す

雇用関係の助成金では、出勤簿、賃金台帳、雇用契約書などの書類が非常に重要です。書類が一部無い、紛失しているなどの場合は、厳しいようですが、その時点で申請は難しいとお考えください。

きちんと記録され保管されているか。勤務時間や給与は就業規則に書かれているとおりか。これらができていないと、せっかく助成金を申請しても、適正な労務管理ができていないなどの理由ではねられてしまうことがあります。

また、なぜか、うちの会社には助成金の情報が入りにくいと感じた場合は、もしかすると、労務管理などにおいて、助成金の受給可能性が低いとみなされ、情報が入りにくくなっていることを疑ってみてもよいかもしれません。

いずれにしても、普段から労務管理の整備を心掛け、助成金の情報が入りやすく使いやすい環境を整えておきましょう。社労士法人アクシスでは、日常の労務管理のご相談も承っております。

(3) 何をやりたいか？の目的から絞り込む

(1) で紹介した、「雇用関係助成金 検索表」で取り組みたいことを探し、使える助成金を絞り込みます。例えば、「労働者の処遇や職場環境の改善を図りたい」「65歳以上への定年引上げ等を実施したい」ということであれば、65歳超雇用推進助成金が見える…などのように、検索表からフローチャートを進めていくことで、助成金の種類と要件を確認することができます。

また、別の言い方をすれば、助成金の要件に該当するという事は、国が推奨している会社像に合致していることを意味します。今は、働き方改革、生産性向上がテーマです。つまり、

助成金の要件を満たすように会社を整備していくことは、これら働き方改革、生産性向上の方向に会社づくりを進めていくことにつながっているのです。

何かもらえる助成金はないかという発想からスタートすることも良いのですが、良い会社にするために、助成金の要件に合うような会社づくりをしてみようというように発想を切り替えて取り組んでいくことは、助成金というお金以上に得られるものは大きいはず。ぜひ、これを機会に会社づくり、助成金受給に取り組んでみてください。

平成30年度 注目の助成金

主な助成金をご紹介します。※〈 〉は生産性要件クリアの場合
詳細は、「雇用関係助成金 検索表」からご確認ください。

(1) 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

(2) キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成

- ①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円>
(中小企業以外42.75万円<54万円>)
- ②【有期→無期】1人あたり28.5万円<36万円>
(中小企業以外21.375万円<27万円>)
- ③【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円>
(中小企業以外21.375万円<27万円>)

(3) 65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成

措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給

- 【①65歳への定年の引上げ】10～150万円
- 【②66歳以上への定年の引上げ】15～160万円
- 【③定年の定め廃止】20～160万円
- 【④希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】5～80万円
- 【⑤希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】10～100万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額

ご不明な点がございましたら
社労士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119



社会保険労務士
檜葉 稔

賞与の社会保険料 賞与支払届の提出忘れていませんか？

賞与支払届とは？

賞与（ボーナス）を従業員や役員に支給すると、「賞与支払届」により賞与の支給額等を管轄の年金事務所又は事務センターに届出する必要があります。届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料が決まります。



社会保険労務士
榎葉稔

提出時期について

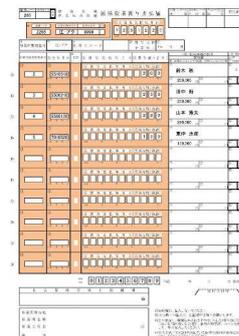
賞与を支給した支給日より5日以内に賞与支払届および総括表を管轄の年金事務所又は事務センターに提出します。

賞与支払届の提出を忘れると

遑って届出をすることになります。

その場合、賞与に掛かる社会保険料が一気に会社に徴収されますので、届出もれがないよう、ご注意ください。

※年金事務所の調査で発覚するケースが多い



もう余計なことはやりたくない！
全ての社会保険手続きを何とかしたいときは

■ 顧問契約料金表※20名以上の場合は別途お見積り

**社労士
顧問契約**

従業員数 (役員・パート含む)	右記以外 (税抜)	建設・飲食 県外事業所 (税抜)
1-9名	月額 10,000 円	月額 15,000 円
10-14名	月額 15,000 円	月額 20,000 円
15-19名	月額 20,000 円	月額 25,000 円

毎日がラクになる

ほとんどの会社が、やらなくていいムダな事務に時間を費やしています。
自分でなくてもいいと思えることは「誰かに任せる」
大切なことだけに、集中できます！

アクシスの
人気サービス

アクシスでは、
さまざまなサービスで
忙しいアナタを
サポートします！

悩ま
ない

手間を
かけない

ラクに
なる

1	税務・会計 (税理士顧問)	70名あまりの税務会計の専門スタッフが、税務・会計はもちろん、経営全般の相談相手として、お客様に寄り添ってサポートします。弊社で最も支持されているサービスです。
2	給与計算	もっと早くお任せすればよかった…とのお声が最も多いのが給与計算です。毎月のストレスから開放され、心と時間に余裕が生まれます。紙がいらぬ無料の「WEB給与明細」も好評です！
3	社会保険手続き (社労士顧問)	1社ずつ専任のスタッフが担当しますので、入社退社など一連の流れを把握しており、話がスムーズです。知らないと感じがつかない給付金や保険の手続きも、任せていけば抜けがありません。
4	経理代行	経理まわり全般をお引き受けします。事務作業にムダが無い徹底検証し、必要に応じて改善の提案も行います。ラクになっただけでなく、ごちゃごちゃした事務を合理化・効率化できたと一定の評価もいただいています。
5	相続税申告・シミュレーション	相続税がいくらになるか、無料のシミュレーションを行います。また、相続税専門の税理士による、お一人お一人に合わせた相続対策など、充実の相談体制も多くのお客様から選んでいただいている理由の一つです。
その他	会社設立・確定申告・年末調整・会計ソフト導入・助成金申請など	



088-631-8119

お気軽にお電話
ください
(担当：櫻葉)

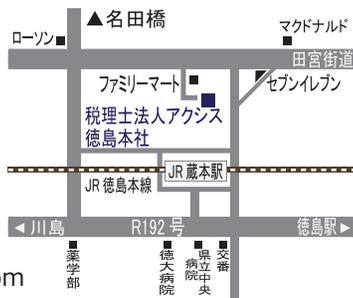
税理士法人アクシス

- 社労士法人アクシス
- 行政書士法人アクシス
- 株式会社マネジメント・スタッフ
- 有限会社エムエスサービス
- 株式会社徳島経理代行センター

住所 〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3

電話番号 088-631-8119 メール kashiba@m-staff.com

FAX 088-632-6543 ホームページ <http://www.m-staff.com>



税理士法人アクシス

検索

～オーナー社長の皆様へ～

参加無料

新事業承継税制の ポイントと活用法

平成30年度税制改正では、特例措置として事業承継税制の大幅な拡充が盛り込まれました。これにより事業承継の選択肢は増えますが、新税制を活用するには、5年以内の承継対策が必要となるなど押さえておくべきポイントが複数あります。

本セミナーでは、新税制のポイントと活用法を解説し、今後の事業承継対策に向けた道筋をお示します。

新税制の
ポイント

- ✓ 株式承継に対する相続税が全額免除！
- ✓ 株式移転の贈与税ゼロも可能！
- ✓ ただし、思わぬ落とし穴もあり！

開催日

2018年8月10日（金）

2018年8月20日（月）

※同内容で開催しますご都合よい日をお選びください

時間

13：30-15：00（受付開始13:00～）

会場

税理士法人アクシス 徳島本社

〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3



※無料駐車場完備しております

第1部

◆ 13：30-14：15

新事業承継税制の概要



【講師】
税理士
小島 晴美

第2部

◆ 14：15-15：00

新事業承継税制のポイントと活用方法

■ お問い合わせ

Tel:088-631-8119 Fax:088-632-6543
Email:seminar@m-staff.com
セミナー担当 / 笠井雅也

axis 税理士法人アクシス
税理士法人アクシス